

# 高森町まちづくり基本条例

## 条文解説

豊かな自然に恵まれ、誇りある歴史のもとに発展してきた高森町は、平和を願い、郷土を愛し、その繁栄のため着実に前進してきました。

そして、この町に住む私たちは、これからも自然と共生し、良き伝統を後世に伝え、誇りを持ちながら、「健康で幸せに暮らし継がれる町」でありたいと願います。

そのためには、年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、町民一人ひとりがお互いを尊重するとともに、まちづくりの主役として参画し、各々の立場で共に手を携え、協働していくことが大切です。

わたしたち町民は、高森町の未来へ種をまき、まちづくりの基本理念「育ちあい、支えあい、みんなで動かす元気なまち」の本旨に基づき、高森町のまちづくりにおける最も尊重すべき条例として、ここに高森町まちづくり基本条例を定めます。

### 【解説】

前文は、高森町まちづくり基本条例の制定の趣旨や目的、基本原則を明確にするために設けるものであり、高森町のまちの姿、将来目指すべきまちづくりの理念や、制定に際しての決意等を分かりやすく定めたものです。

一般的に、前文の規定そのものから直接に法的効果を生ずることはありませんが、個別の条文規定の解釈の指針となるものです。

第一段落では、町民憲章の前文を引用し、昭和32年高森山を由来に市田村と山吹村が合併して誕生して以来、今日までの約半世紀を振り返っています。

第二段落では、現在の町民の願いを、半世紀の振り返りから、「自然と共生」「伝統の継承」「誇りを持ちながら」の語句を用い、最終的には「健康で幸せに暮らし継がれる町」としています。全ての町民が健康で幸せで暮らせることはもちろん、第一段落で述べている「豊かな自然」「誇りある歴史」「平和」「郷土への愛」が末永く受け継がれていくことも望んでいます。

第三段落では、まちづくりのあるべき姿を訴えています。

町民はまちづくりの主役であるとし、町民が幸せを感じられる高森町の実現のためには、子どもからお年寄りまで、また、性別や国籍、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が平等にまちづくりに参画し、併せて、町民と執行機関の町、議決機関の議会が協働することで、まちづくりの基本理念への達成が導かれるとしています。

第四段落では、まとめとして、まちづくりの基本理念「育ちあい、支えあい、みんなで動かす元気なまち」の本旨に基づき、この「まちづくり基本条例」が、まちづくりにおける自治の基本的かつ最も尊重すべき条例であることを宣言しています。

これにより、この条例において、高森町のまちづくりにおける基本理念や基本原則などを定め、「まちづくりのあり方」として、その考え方を明らかにします。

(目的)

第1条 この条例は、町民一人ひとりの意思や行動がつながり、今まで培ってきた自治の取組を拡充させ、誇りを持って後世につなげていくまちづくりを目指すため、まちづくりの基本的な事項を定めるとともに、自治の担い手としての町民の権利と役割並びに町及び議会の責務を明らかにすることを目的とします。

【解説】

前文にもあるとおり、この条例は、自治を推進するための基本的なあり方を策定し、「町民が主役」の自立したまちづくりに向けて、町民、町および議会それぞれの主体が、この条例の趣旨を理解し、尊重しながら、参画し、協働していく姿の実現を目指しています。

ここでは、まちづくりの目指す姿に向けて、条例が規定している内容の概要を示し、目的を、「この条例により、まちづくりを進めるための基本的な事項（基本理念や基本原則等）を定めること。」「まちづくりの主体である町民の役割、町や議会が果たすべき責務等を明らかにすること。」の2点として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 町民 町内に居住又は通勤する者及び町内に不動産を所有する者をいいます。
- (2) 事業者 町民のうち、町内において事業を行う者をいいます。
- (3) 町 町政を運営する執行機関、附属機関等、高森町の公的機関をいいます。
- (4) 議会 高森町議会の議員によって構成される、町政の基本的な事項の意思を決定する機関をいいます。
- (5) 自治組織 町内の自治の基盤を構成する常会、地区及び区等をいいます。
- (6) コミュニティ組織 町内の公共的な課題の解決に取り組むボランティア組織並びにまちづくり団体及び高森町の活性化のために活動している団体をいいます。

- (7) 地域 町民の共通な生活のために必要な社会的空間、自然、環境等をいいます
- (8) まちづくり 町民が幸せに暮らし続けられる町にしていくための活動及び事業をいいます。
- (9) 参画 まちづくりに対する事業の実施及び評価に対し、町民が自主的に意見を述べ、直接関与することをいいます。
- (10) 協働 町民、町、議会、自治組織及びコミュニティ組織がそれぞれの特性及び役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、各々の立場で連携又は協力することをいいます。

#### 【解説】

この条例に使用している用語のうち共通の理解が必要なものについて、その用語の意味をあらかじめ明確にし、解釈上の疑義をなくすために定義しています。

#### ● 第1号

この条例で定義する「町民」を、まちづくりに関与できる者を幅広い見地で捉えています。つまり、地方自治法に定める「住民」（町内に住所を有する人で、外国籍町民や法人も含む。）にとらわれず、住民票の有無や国籍に関係なく、町内で働く人、学ぶ人、法人、や、高森町に土地を有する者も含め該当としています。

#### ● 第2号

この条例で定義する「事業者」は、「町民」であることが前提となっています。町内に事業用の営業所や事務所などがあるかどうかにかかわらず、町内で事業を営む個人事業主や企業のことをいいます。

#### ● 第3号

「町」とは、町政を運営する執行機関および4つの行政委員（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価委員会）と1つの委員（監査委員）などの町の公的機関をいい、執行機関の長である町長および職員も含まれます。

なお、町には「議会」を含んでいません。

#### ● 第4号

「議会」とは、高森町の議員で構成される高森町議会のことをいいます。

#### ● 第5号

「自治組織」とは、常会・地区・区等法人格はありませんが、高森町の行政区画としての一定の決まりにより地域の互助的組織として結成された、地縁の団体をいいます。

#### ● 第6号

「コミュニティ」とは、頻繁に使用されている言葉ですが、本来外来語であり「共同体」、「地域社会」、「近隣社会」などと翻訳され、現在のところ定まった定義や概念があるわけではありません。しかし、近年では、インターネット上での集まりや地域を越えて幅広い人材で活動を展開する組織（NPO等）もコミュニティと呼ばれるなど、その定義づけは様々で幅広い解釈がされています。

ここで「コミュニティ組織」とは、総務省がコミュニティ研究会の中で位置付けている、生活地域、特定の目標、特定の趣味など、何らかの共通の属性および仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）で、共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む。）の集団による地域コミュニティを形成する集団をいい、町民のうち、子育てや福祉等の公共的な課題に対し、取り組んでいるボランティア組織やまちづくり団体、高森町の活性化のために活動をしている団体等がこれにあたります。

#### ● 第7号

「地域」とは「土地の区画」という意味であり、高森町の場合第5号に規定している自治組織の単位と捉えられがちですが、ここでは前号の解説で規定しているコミュニティ組織の単位も含めています。

また、コミュニティというのは周りの自然や環境と一体化してはじめて、共通の生活地域として認められるため、ここでは、空間内の景観や環境等も含めて捉えています。

#### ● 第8号

「まちづくり」とは、町民が幸せに暮らし続けられるための取り組み全般を表し、ハード面やソフト面、マインド面など全てを含みます。

ただし、町長が行う町政（住民票の交付、保育園の入園手続き、道路の認定、高森町の条例等の公布などの行政サービスや行政手続きのほか役場の組織や人事など役場の内部に係るもの、また、議会運営や議会活動、町長や議員のマニフェストのような政治的な背景があるもの）とは一定の区別をしています。

#### ● 第9号

「参画」とは、まちづくりに関する町の政策や町民が主催する行事に、町民の意思を的確に反映するため、その企画・立案、実施および評価（PDCAのサイクル）に至る過程で、町民が責任を持って主体的に意見を述べ、それぞれの立場で協議をし、行動又は協力する

ことをいいます。

#### ● 第10号

「協働」とは、よりよいまちを築き上げていくために、この条例で取り上げている、町民、町、議会、自治組織、コミュニティ組織が、お互いに尊重し合いながら、対等な関係で、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの立場を理解して、共に力を併せ行動することをいいます。

「行動する」とは、第9号に規定する「参画」と同等の意味となり、町や地域の課題に対し、それぞれの立場で主体的に協議し実行することをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりにおいて最も尊重すべき条例であり、町民、町及び議会は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 町及び議会は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨にのっとり、整合を図らなければなりません。

#### 【解説】

町には、既に数多くの条例、規則等が制定され、施行されていますが、ここでは、この条例の位置付けを明確にし、他の条例や規則等との関係について定めています。

#### ● 第1項

前記のとおり、この条例は、高森町における自治の基本的なあり方を定めるものです。このことから、高森町のまちづくりにおける「最も尊重すべき条例」であることを宣言しています。これは、高森町の数ある条例の中で最も優位の条例という意味ではなく、あくまでもまちづくりにおいて、尊重すべき条例であるということです。

つまり、町民、町および議会は、日本国憲法をはじめ国の様々な法令等を遵守しながら、この条例の趣旨を十分に理解し、そして、最大限に尊重することとしています。

#### ● 第2項

自治の運営に関する町の他の条例、規則等は、この条例の内容と整合を図らなければならないことを定めています。

なお、条例、規則等の制定、改正、廃止および運用、更には、振興総合計画や土地利用

計画等、まちづくりに関するあらゆる計画の策定、変更等においても、同様にこの条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないとしています。

また、既に施行されている条例、規則等にあつては、この条例に適合しているかを検証する必要があり、適合していない場合は、改正する必要があります。

同様に、既に策定されている各種計画についても検証する必要があります。

(まちづくりの基本原則)

第4条 高森町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、町民一人ひとりが各々の活動を通じてまちづくりに参画し、町及び議会と協働し進めることを原則とします。

2 高森町のまちづくりは、町民、町及び議会がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。

3 高森町のまちづくりは、町及び議会が、町政運営について分かりやすく説明することを原則とします。

4 高森町のまちづくりは、年齢、性別、国籍及び障がいの有無等に関わりなく、等しく参画できることを原則とします。

**【解説】**

ここでは、高森町におけるまちづくり（自治）を進めるための基本的な原則を定めています。

● 第1項 [町民参画と協働の原則]

まちづくりは、地域の身近な問題や課題をよく知る町民が、それらの問題解決に主体的に取り組む「町民が主役」の自治の実現を目指します。

また、まちづくりにおいては、町民が自らできることは、進んで参画するよう努め、町民、町および議会がそれぞれの特性を活かして、連携しながら協働して進めていくことが大切です。

● 第2項 [情報共有の原則]

町民、町および議会は、それぞれが情報の発信者であり、受信者でもあります。参画と協働によるまちづくりを推進する上で、必要となる情報はお互いに共有することが重要です。

しかしながら、「町民の知る権利」を尊重する一方で、町民への情報の発信については、

膨大な町政情報を精査し、必要な情報を誤解や混乱を与えないよう、正しく提供することが必要です。

町からの情報公開について適否の判断が必要な場合は、「高森町情報公開条例」に基づき「情報公開審査会」により審査を行い、情報を開示しています。

また、様々な情報が飛び交う中で、それらに振り回されないよう、正しい内容を把握し、整理しながらまちづくりに反映していく必要があります。

#### ● 第3項 [町および議会の説明責任の原則]

町および議会は、町が行う政策・施策について、その過程や結果を広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどで町民に分かりやすく公表し、説明しなければなりません。

また、公表に当たっては、前項と同様、町民に誤解を与えないよう、また、混乱することがないように正しく発信する必要があります。

#### ● 第4項 [差別のなく参画できる原則]

町民がまちづくりを推進するに当たっては、年齢や性別、国籍や障がいの有無等による差別があってはなりません。すべての町民が等しく参画できるようにすることが必要です。

#### (町民の権利)

第5条 町民は、高森町において、安全かつ安心で幸せに暮らす権利を有します。

2 町民は、まちづくりの主体であり、等しくまちづくりに参画する権利を有します。

3 町民は、町及び議会が保有しているまちづくりの情報を知る権利を有します。

4 町内に住所を有する町民は、町が行う行政サービスを等しく受ける権利を有します。

#### 【解説】

ここでは、町民がまちづくりに対し有する権利について定めています。

#### ● 第1項 [安全安心な暮らしを営む権利]

町民が主体的にまちづくりに参画するためには、安全で安心して生活できることが前提となります。

ここでは、町民が高森町で生活または活動を行う上で、それぞれの価値観が尊重され、誰もが幸せに生活することができることを定めています。

#### ● 第2項 [まちづくりに公平に参画できる権利]

この条例は、まちづくりに対する町民の参画や協働、自治の基本的なあり方を定めているため、まちづくりに参画する権利は、最も基本的な権利となります。

ただし、これは町民それぞれがまちづくりの主体として、自身のできる範囲において、それぞれの意思によって行われるべきものと位置付けられます。

● 第3項 [情報を知る権利]

町民が、まちづくりに積極的に参画し、協働して進めるためには、情報を共有することが必要です。そこで、第4条のまちづくりの基本原則に基づき、町民は、町および議会の保有する情報を知る権利があることを定めています。

● 第4項 [等しく行政サービスを受ける権利]

町民は、法令や条例等に定められた範囲内で自由な生活ができるとともに、行政が提供するサービスを等しく受けられることを定めています。

ただし、「高森町に住所を有する町民」としているのは、行政サービスの本旨が地方自治法に定める「住民」（町内に住所を有する人で、外国籍町民や法人も含む。）とするものが主なため、対象を明確にしています。

(子どもの権利)

第6条 高森町の子どもは、未来の自治の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する権利を有します。

【解説】

ここでは、高森町の子どものもちづくりに対し有する権利について定めています。

● 第1項 [子ども達がまちづくりに参画できる権利]

まちづくりに参画する権利は全ての町民が有するものであり、年齢にかかわらず、子どもからお年寄りまで誰もがそれぞれの年齢や役割にふさわしいかたちで参画することができます。

ここでは、高森町を後世に引き継いでいく観点から、子どものまちづくりへの参画の権利を抜き出して強調しています。ただし、「子ども」についてはあえて定義せず、「未来の自治の担い手」として広く捉えています。



(町民の役割)

第7条 町民は、住民自治及びまちづくりの主役であるとともに、まちづくりを担う一員であることを自覚し、まちづくりに対し主体的に参画するとともに、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

2 町民は、まちづくりにおいて担う役割又は負担があるときは、これを果たすよう努めます。

3 町民は、誇りを持って高森町の魅力を内外に発信するように努めます。

4 町民は、まちづくりに対し学ぶ機会を大切にするとともに、町民同士の学び合いの機会創出に努めます。

**【解説】**

町民が担う役割について定めています。これは、法的な「義務」ではなく、町民が主体的に果たす「責任」と「義務」である「責務」と同様の取り扱いですが、町民の自主性等を考慮し、『役割』として定めるものです。

● 第1項 [まちづくりへの主体的な参画]

町民がまちづくりの主役であることは、第4条第1項に示したとおりです。このことから、町民には、まちづくりに関心を持ち、それぞれがまちづくりに役立つことができるかを考え、自主的に、主体的に参画することが求められます。

「主体的に参画する」とは、町が行うもの、地域が行うもののほか、様々な団体や個人が身近な生活の中でできるものをいいます。例えば、個人であれば、家の前の側溝の清掃や草刈りなど生活に密着したものから、この条例の策定のように町民が行政と協働して行う取り組みまで、町民が参画できるもの全てをいいます。

また、まちづくりを他人任せにするのではなく、自分自身の問題と捉えて行動することで、言いつ放しではなく、自らの発言と行動には、その状況に応じた責任を持つことが条件となります。

● 第2項 [役割や負担を果たす]

第1項説明のように、町民は、まちづくりにおいて、自身ができる範囲で役割を担い、また、応分の負担を果たすよう努力しなければなりません。

ここでもまちづくりへの「役割」や「負担」を町民それぞれが自身のできる範囲において、それぞれの努力により行われるべきものと位置付けています。

また、日本国憲法や法令等に定められた国民としての義務に、この条例が及ぶことはありません。

● 第3項 [高森町の魅力を発信する]

高森町は、地域に根差した歴史的財産や伝統芸能、美しい自然環境、市田柿を中心とした農産物等、多くの宝（高森町の資源）を有しています。これからは、こうした高森町の資源を広くアピールして、多くの人々に知ってもらい理解をいただくことが、高森町の活性化に繋がります。

町民は高森町の魅力をアピールする発信者として、高森町の宝を内外に発信するように努めるとしています。

● 第4項 [学び、学びあう機会の創出]

まちづくりについては、多くの団体等から、第3項で示した多くの資源等を中心に、様々な情報が提供されており、学習の機会も多々あります。町民は、こうしたまちづくりに対する学びの機会を大切に、自主的に学習するよう努力するとともに、学習で得た知識等を町民同士で共有し、学び合いの機会を創ることに努めるとしています。

(事業者の役割)

第8条 事業者が、事業を行うに当たっては、法令、条例等を遵守するとともに、この条例の趣旨を尊重するよう努めます。

2 事業者は、自らが地域社会を構成している一員であることを認識し、自治組織やコミュニティ組織と連携し、積極的に地域に貢献するとともに、高森町のまちづくりや社会的課題の解決に寄与するよう努めます。

3 事業者が、事業を行うに当たっては、自然や環境に配慮するよう努めます。

4 事業者が、事業を行うに当たっては、従業員の「仕事と生活の調和」を実現するよう努めます。

【解説】

ここでは事業者が担う役割について定めています。

● 第1項 [法令および条例尊重の役割]

事業者が、高森町で事業を行う際には、営利または非営利にかかわらず、必要な法令（「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等）、条例を遵守するとともに、この条例の理念と趣旨を尊重する必要があるとしています。

● 第2項 [社会貢献の役割]

事業者も地域社会を構成する一員という自覚を持ち、職種にかかわらず、高森町や地域に溶け込むよう努力し、当該地域の発展にどのように貢献できるかを考え、まちづくりに積極的に参画することで、様々な社会的課題の解決に努力する必要があるとしています。

● 第3項 [環境配慮への役割]

高森町で事業を行うものは、後世に引き継ぐため、地球環境に配慮するとともに、環境美化や保全にも、配慮する必要があるとしています。

● 第4項 [従業員の仕事と生活の調和への役割]

近年、従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が提唱されており、各事業者が事業活動を遂行する上でその責任を果たすよう努力しなければなりません。現代社会では、それぞれの従業員の家庭生活や地域生活においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択し、実現させることが求められています。

このため、事業者は、まちづくりに寄与し高森町と共に成長しながら、従業員一人ひとりの幸せのために努力する必要があるとしています。

(町長の責務)

第9条 町長は、この条例の趣旨を最大限に尊重した町政運営を行います。

- 2 町長は、町民の信託に応え町民が望むまちづくりを実現するために、町民の意思を的確に反映させ、目指す高森町の姿を明確にするとともに、町の代表者としてリーダーシップを発揮し、その権限及び責任を自覚し、公正、公平かつ誠実に町政運営を行います。
- 3 町長は、前項に規定した町政運営を行うに当たり、政策やそれらの意思決定の過程を町民に説明します。

【解説】

ここでは、町長が担う責務について定めています。

● 第1項 [条例を尊重した町政運営の責務]

町長は、高森町のまちづくりにおいて、この条例が最も尊重すべきものであることを認識しながら、町政運営を行うものとしています。

● 第2項 [町民の意思を反映し、公正・公平な町政運営の責務]

町長は、高森町の将来像を描きながら、町民が望むまちづくりを明確にし、実現するために、様々な政策を立案し実施する必要があります。また、これらの政策を実施し、将来像を実現する過程において、町の職員をはじめ、多くの人々が関わります。この中で、高森町を正しい方向へ向かわせるために、町の執行機関の長としてリーダーシップを発揮し、事案に応じた適切な判断、迅速な行動や決断により、町民本位のまちづくりを推進する責任を持たなければなりません。

一方で、町長は与えられている権限や責任を自覚するとともに、全ての町民が望むまちづくりのために、公正、公平かつ誠実な町政運営を行い、高森町政治倫理条例をはじめ、その他の条例や法令を遵守しながら、町政運営を行う責任を持つとしています。

● 第3項 [町長の説明責任の責務]

町長は、第2項による町政運営を行うにあたり、透明性を確保し、政策やそれらの意思決定の過程を町民に説明する責任があるとしています。

(町職員の責務)

第10条 町職員は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、町民の視点に立ち、全体の奉仕者として公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築するよう努めます。

2 町職員は、自ら職務に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

【解説】

この条例における「町職員」とは、副町長、教育長その他一般職（臨時職員を含む。）および各種執行機関の職員をいいます。

ここでは、町職員が担う責務について定めています。

● 第1項 [公正・公平で誠実な職務遂行の責務]

町職員は、高森町のまちづくりにおいて、この条例が最も尊重すべきものであることを認識しながら、職務にあたっては、日本国憲法第15条第2項に規定されている「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」により、町民の視点に立ち、町民との信頼関係を築きながら、それぞれの職務を遂行することとしています。

● 第2項 [知識の習得および能力向上の責務]

町職員は、それぞれの職級や職種に必要な知識を積極的に習得し、自らの能力の向上に努めることとしています。

(議会の責務)

第 11 条 町長と二代表制の関係にある議会は、議会が持つ権限を有効に活用し、その機能を発揮するとともに、適正な町政運営を確保します。

2 議会は、町民を代表する機関として、将来にわたるまちづくりの展望を持ち、町民及び地域に配慮した議会運営に努めます。

3 議会は、会議及び委員会を公開し、開かれた議会運営に努めるとともに、広く町民の声に耳を傾け、その思いを的確に町政に反映させるよう努めます。

【解説】

議会が担う責務について定めています。

● 第 1 項 (適正な町政運営の責務)

地方自治体の議会は、町長と「二代表制※」において、町長と独立かつ対等の関係にあり、まちづくりに対して議会が持つ権限を有効に活用するとともに、その機能を最大限に発揮しながら適正な町政運営の確保を行うことを規定しています。

議会の機能については、地方自治法改正により、従来の議会の意思決定機能や調査権・監査権・検査権などの権限のほかに、「議長への臨時会請求権」、「委員会への議案提出権」、「専決処分の明確化」などが強化され、また、議会の自主性と自立性が拡大されました。

今後、議会は、政策立案能力を向上させるために、こうした権限を積極的に活用し、議会改革を進めていくことが求められています。

● 第 2 項 (町民・地域に配慮した議会運営の責務)

議会は、町民を代表する機関であり、その役割を認識するとともに、将来のまちづくりを展望し、全ての町民と地域に配慮して、議会を運営するよう努めることを規定しています。

● 第 3 項 (開かれた議会運営の責務)

議会は、会議や委員会を積極的に開示し、議会の透明性を確保するよう努め、地域との交流を活発に行い、町政について伝達する一方、町民の声を広く、公正、公平かつ誠実に

聞き入れ、その思いを町政に反映させるよう努めることを規定しています。

※「二元代表制」

地域住民が、知事や市区町村長ら自治体の首長と都道府県や市区町村議会の議員を、別々の選挙で選ぶ仕組みのことをいいます。

(議員の責務)

第12条 議員は、町内に住所を有する町民の信託を受けた代表者として、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めます。

2 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研さんに努めます。

【解説】

議員が担う責務について定めています。

● 第1項 (公正、公平かつ誠実な職務遂行の責務)

議員は、町民から選挙により選ばれた町民の代表者として、与えられている権限や責任を自覚するとともに、高森町政治倫理条例をはじめ、その他の条例を遵守し、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めることを規定しています。

● 第2項 (自己研さんに努める責務)

議員は、第10条に定める議会の責務を遂行するために、政策立案能力などを向上させるため、自己研さんに努めることを規定しています。

(自治組織への参画及び自治組織の役割)

第13条 町内に居住する町民は、自治組織がまちづくりや地域福祉に果たす役割や意義を認め、自治組織への加入に努めます。

2 町内に居住する町民は、自治組織の活動に積極的に参画し、協働するよう努めます。

3 自治組織は、地域内に居住する町民に対し、活動内容等をわかりやすく説明し、活動への参画を促すよう努めます。

4 自治組織は、地域内に居住する町民の生活に配慮しつつ、活動へ参画しやすい環境を整えます。

5 町民、自治組織、町及び議会は、町内に居住する町民の自治組織への加入に対し、協

働して促進に努めます。

- 6 町及び議会は、自治組織の自主性を尊重するとともに、これらの活動を積極的に守り育てるよう努めます。

#### 【解説】

ここでは、町内に居住する町民の自治組織への参画と、自治組織の役割等について定めています。

#### ● 第1項 [町民の自治組織への加入]

高森町では、これまで居住する町民が共に手を取り合い、力を合わせながら自らの地域やそこに住む人々を守り、育みながら長い歴史を刻んできました。その基盤は、各地域の自治組織であり、今日のまちづくりへの参画の基盤となっています。そこでこの条例において、町内に居住する町民は、地域の自治組織の役割や、なぜ自治組織が必要なのかの意義を認め、自主的な住民自治の基盤たる自治組織への加入に努めるとしてしています。

#### ● 第2項 [町民の自治組織への活動参画と協働]

地域の自治組織は、まちづくりの基盤となる協働による作業やコミュニティ活動等様々な活動をしています。町内に居住する町民は、地域社会における自らの役割と責任を認識し、自治組織が行う活動に積極的に参画するとともに、協働して自治組織の運営に努めるとしてしています。

#### ● 第3項 [自治組織による活動参画の促進]

高森町の自治組織は、当該地区に居住する町民が自治組織に加入している、加入していないにかかわらず、活動の内容を公平に、分かりやすく広報し、地域住民の参画を促すように努めるとしてしています。

#### ● 第4項 [自治組織による参画しやすい環境の整備]

少子高齢化が加速する現状において、高森町の自治組織においても、老人世帯や一人暮らし世帯等が増加しており、今後も増え続けると考えられます。地域の役職や協働作業、金銭負担はともすれば地域内に居住する町民の負担になることも予測されます。このような状況下において、自治組織は、居住する町民の生活等への配慮しつつ、活動の負担軽減なども考慮しながら、活動へ参画しやすい環境を整備するとしてしています。

#### ● 第5項 [自治組織への加入促進]

自治組織の歴史や必要性については、第1項の解説のとおりです。

また、町内に居住する町民の自治組織への加入は、この条例の趣旨や目的からも、望ましいことと考えます。

したがって、町民、自治組織、町および議会は、町内に居住する町民の自治組織への加入に対し、それぞれの立場で地域住民に働きかけをし、協働して加入促進に努めるとしてきます。

#### ● 第6項 [自治組織の育成]

町および議会は、自治組織の自主的な活動を尊重するとともに、必要性をきちんと認識し、今後も発展的に継続していけるよう、必要な支援を行うなど、積極的に守り育てるよう努めるとしてきます。

(コミュニティ組織への参画及びコミュニティ組織の役割)

第14条 町民は、公益的な活動を自発的かつ自律的に取り組むコミュニティ組織の意義を認め、自らがコミュニティ組織の重要な担い手であることを自覚し、率先してコミュニティ組織の活動に参画し協働することで、コミュニティ組織の発展に寄与するよう努めます。

2 コミュニティ組織は、活動を通じて町民の福祉の向上やコミュニケーションの場の創出に努めるとともに、その活動内容を公にすることで、町民の協働する意識を育て、参画しやすい環境を整えます。

3 町及び議会は、コミュニティ組織の自主性かつ自律性を尊重し、必要に応じてその活動を支援していきます。

#### 【解説】

ここでは、コミュニティ組織における町民の役割について定めています。

#### ● 第1項 [コミュニティ組織活動への町民参画]

「公益的な活動を自発的又は自律的に取り組むコミュニティ組織」とは、一般的にはNPO (Non Profit Organization) といい、「民間非営利組織」とも呼ばれています。

しかし、ここでは、NPO組織はもちろん、NPO組織のみに限定せず、例えば老人クラブや消防団、育成会、PTA活動等も含め、非営利で公共的な課題解決のために自発的または自律的に活動をする町民主体の活動団体全般をいいます。

こうしたコミュニティ組織は、それぞれの地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っ



ています。

したがって、町民は、コミュニティ組織の意義等を理解し、また、町民自身も地域や高森町のコミュニティ活動の担い手となっていることを自覚し、率先して活動に参画し、協力するように努めるとしています。

● 第2項 [コミュニティ組織による参画しやすい環境整備]

コミュニティ組織は、その活動が町民の福祉の向上やコミュニケーションの場となるよう努め、一方で活動内容を広く町民に公開することで、まちづくりに対するコミュニティ組織の活動が、町民の協働により成り立っていることを知ってもらい、より多くの町民が活動に参画しやすい環境を整えるとしています。

● 第3項 [活動の支援]

コミュニティ組織の活動や取組は多種多様であり、その規模も様々ですが、町および議会は、それらが行う活動の意義を十分理解する必要があります。

そして、必要に応じて、それぞれの団体に合った環境を提供するなど、まちづくりの様々な分野で活発に活動ができるよう支援するとしています。

これは、町や議会が地域のコミュニティ活動やそれぞれの団体活動を尊重することによって、町民がよりよいまちづくりを行う意欲を高めるために重要な事項と判断されるためです。

(協働によるまちづくりの推進)

第15条 町民、町、議会、自治組織及びコミュニティ組織は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いの立場で理解を深め、信頼関係を築きながら協働してまちづくりを推進します。

2 町及び議会は、町民、自治組織及びコミュニティ組織が、まちづくりに参画できる機会を設けるとともに、参画しやすい環境を整えます。

【解説】

ここでは、まちづくりの推進について定めています。

● 第1項 [協働のまちづくりの推進]

まちづくりの推進においては、町民、町、議会、自治組織、コミュニティ組織は、それぞれの立場は違いますが、対等な関係にあります。

したがって、よりよいまちづくりを推進するためには、この条例の趣旨を十分理解し、それぞれの立場や役割を相互に尊重し、信頼し合いながら、協働して取り組むことが必要です。

● 第2項 [町民が参画しやすい環境の整備]

町と議会は、町を行う様々な政策に対して、パブリックコメントやワークショップなど多様な手法によって広く町民が参画できる機会を設けるよう努めるとしています。

なお、町の施策といっても、その内容や性質などは様々であるため、その事案に応じて、町民参画の対象としてふさわしいものかどうかを適切に判断するとともに、多様な手法のうちから、適切なものを選択し、対象となる参加者が参画しやすい環境をつくるよう努めます。

また、この環境整備には、町および議会が、町民や自治組織、コミュニティ組織との連携を支援するための総合的な調整を行うこと、さらに、町民がまちづくりを担う人材としてとらえ、人材育成に努めることも含みます。

(情報公開及び個人情報保護)

第16条 町及び議会は、開かれた行政を推進するため、町政の情報を積極的に開示し、町民と情報を共有します。

2 町及び議会は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、個人情報、個人情報の収集、利用、提供等について適切に保護します。

3 町及び議会は、町政運営に関して説明を求められたときは、内容について協議し、誠実な対応に努めます。

【解説】

ここでは、町民の「知る権利」と「知られたくない権利利益の保護」を保障する上で、「情報公開」と「個人情報保護」について定めています。

● 第1項 [町政情報の開示]

町および議会は「高森町情報公開条例」の規定に基づき、開かれた行政を推進します。また、町民が「参画する権利」を行使する上で必要な町政の情報について、その経過や結果などを積極的に公開して、町民と共有するものとしています。

第4条第3項の説明でも触れたように、町民への情報の発信については、膨大な町政情報を精査し、町民に誤解や混乱を与えないよう正しく提供し共有するとともに、世間で様々

な情報が飛び交う中で、それらの情報に振り回されることがないように、常に正しい内容を把握し、整理する必要があります。

#### ● 第2項 [個人情報保護]

一方で、個人の権利および利益については、「高森町個人情報保護条例」の規定に基づき保護されます。

個人情報は、その定義や制度を正しく理解して扱われなければなりません。

#### ● 第3項 [町、議会の説明責任]

町および議会は、常に町政について分かりやすく説明するよう努力しなければなりません。また、町民から町政の説明についての要請があった場合には、これに誠実に対応することとします。

(町政運営)

第17条 町は、まちづくりにおける町民の参画を推進し、町民及び議会と連携しながら、協働により能率的かつ効率的な町政運営に取り組みます。

2 町は、公正、公平かつ透明性の高い町政運営を基本とし、高森町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。

3 町は、この条例の趣旨にのっとり、将来にわたるまちづくりの展望のために、総合的かつ計画的なまちづくりを図るための計画（以下「振興総合計画」という。）を策定し、その計画に沿って、新たな課題等にも柔軟に対応しながら、町政運営を行います。

4 町は、振興総合計画による町政運営の成果や達成度について定期的に検証を行い、その結果を町民に対し、わかりやすく説明します。

5 町は、前項による検証の結果を、施策及び事業に適切に反映させ、それに基づいた予算編成により、健全で持続可能な財政運営を行います。

6 町は、振興総合計画による町政運営を推進するために、それらに見合った行財政改革に努めます。

7 町は、町民、自治組織及びコミュニティ組織から、町政運営に対し意見、提案及び要望等があったときは、その内容について精査し、誠意をもって実行の可否及び対応の経過を説明します。

#### 【解説】

ここでは、高森町の町政運営について、「参画」と「協働」、また、将来像を描く「振

興総合計画」と「健全な財政運営」の視点から定めています。

● 第1項 [町民参画および協働による町政運営]

町が町政運営を行うときには、第4条に規定するまちづくりの基本原則に基づき実施するとともに、町民、議会と連携を深め、協働によって推進することを定めています。

● 第2項 [公正公平で透明性の高い町政運営]

町政運営を行うに当たっては、公正で公平かつ透明性を保持することが基本となります。その上で、高森町の実情を十分に把握し、自主的で魅力的な高森町独自のまちづくりを展開し、推進していく必要があります。

● 第3項 [振興総合計画に沿った町政運営]

この条例と振興総合計画の関係性について定めています。

振興総合計画については、平成23年の地方自治法改正により、その策定の有無等は、それぞれの市町村の判断に委ねられることになりました。

そこで高森町では、この条例の趣旨を踏まえて将来のまちづくりについて展望するために振興総合計画を策定し、その計画に従って町政運営を行うことを定めています。

そして、この「振興総合計画」は、社会情勢と住民ニーズ等の新たな課題に柔軟に対応しながら、計画の進捗状況や町の方向性を見極め、検証や見直しが必要になります。

● 第4項 [振興総合計画の成果・達成度の公表]

振興総合計画による町政運営の成果や達成度については、定期的な検証が必要です。積極的に各種施策や事業の効果について検討、評価するとともに、それに基づいて事務事業の見直しや重点化等を行います。

また、町民に対しては、その結果を公表し、わかりやすく説明するものとします。

● 第5項 [健全な財政運営]

地方自治は、住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に、能率的かつ効率的に処理されなければなりません。町は予算編成において、単に経費を切り詰める視点だけでなく、前項による振興総合計画の検証結果により、必要な施策や事務事業に重点的に配分するなど、身の丈に合った町政運営のために必要な財源を適切に反映させることで、健全で持続可能な財政運営を進めるとしています。

● 第6項 [行財政改革]

様々な社会情勢と住民ニーズ等の新たな課題には、町政運営のみならず、行政施設や組

織等の見直しも行わなければなりません。こうした、行財政改革も振興総合計画に適切に反映させ、積極的な取り組みに努めます。

● 第7項 [町政運営への意見、提案、要望等]

町民は、まちづくりに対し、各方面から意見を述べることができ、町は意見を述べる環境を整えることとなっています。

町政運営に対しても同様の考え方であり、町は、町民から町政運営に対し、様々な角度から意見、提案、要望を求め、その内容について精査し、誠意をもって、その意見が町政運営に反映し実行することが可能か否か、また、すぐに回答の出ない事項については、どのように対応または検討しているかの経過等を説明することとしています。

(広域連携)

第18条 町民は、文化、学術、産業、経済、防災、スポーツ等に関する取組を通じて、町外の人々と交流し、そこで得た知見や経験を町内で共有し、まちづくりに活用するよう努めます。

2 町は、自主性を保持しながらも、地方分権の趣旨を踏まえ、国及び県と対等な立場で連携し、共通した目的の達成や課題の解決に向けて協働することで、高森町の発展に努めます。

3 町は、飯伊地域が有する様々な特性を最大限に生かすため、周辺の自治体と連携した町政運営を行い、当地域の発展とともに高森町の発展に努めます。

【解説】

高森町の範囲を超えて、広域で連携することによりまちづくりを良好に進めることについて定めています。

● 第1項 [町外との交流]

高森町は静岡県御前崎市をはじめ、多くの自治体と友好都市宣言や災害時応援協定を結んでいます。こうした自治体をはじめ、様々な自治体や関係者と文化、学術、産業、経済、防災およびスポーツ等に関する取り組みを通じて交流することで、そこで得た知見や経験を町民で共有し、高森町のまちづくりに活用するよう努めるとしています。

● 第2項 [国や県との連携]

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、自治体の位置付けがそれまでの国の下請

機関的なものから、県と市町村は、国と対等な関係に変わりました。これにより、機関委任事務およびその他従来からの事務区分は廃止され、代わって地方公共団体の事務は法定受託事務と自治事務に再編成されました。そこで、従来国の事務の一部が県や市町村に権限移譲され、国民の生活に関する事務は県や市町村の事務となり、国と地方の役割分担が明確になりました。

しかしながら、災害時などの緊急時や町だけの力では解決できない問題などは、国や県の力が必要な場合も考えられます。その場合は、国や県に必要な要請をし、それぞれが対等な立場で役割を持ち、問題を解決するために連携し、協力し合う必要があります。

### ● 第3項 [周辺自治体(飯伊地域)との連携]

今後、人口の減少・少子高齢化が進み、情報化・国際化の進展、地域の住民ニーズの多様化などにより、様々な課題や問題が発生することが見込まれます。これらにそれぞれの自治体が単独で対応することは制度面や財政面において非常に困難かつ非効率です。

また、農林業、自然環境、歴史、文化などは、飯伊地域全体の魅力を活用して、NPO 組織や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、地域全体で連携、協力することが必要です。

これまで、飯伊地域における自治体では、リニア中央新幹線や消防やごみ処理、医療、福祉等広域連合の枠組みで様々な連携が行われてきましたが、今後は、これらの事業の充実を図るとともに、その他の分野においても更に広域連携の強化を進めていく必要があります。

このように、お互いの風土や文化に対する知識や理解が深いことを活かして、様々な分野で連携し、協力し合うことで、飯伊地域が発展し、このことが高森町の発展にも大きく繋がっていくと考えます。

(検証及び見直し)

第19条 町は、この条例の施行の日から2年以内、その後は5年を超えない期間ごとに、町民の思いやその時点の社会情勢に照らして検証し、その結果に基づき、必要に応じこの条例の見直しを行います。

2 町は、前項による検証及び必要な見直しについての調査、審議及び調整を行うため、高森町まちづくり基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

3 委員会は、前項に基づく調査、審議を行い、その結果を町に対して報告し、この条例の必要な見直し等のあり方を助言します。

4 町は、前項により委員会の報告及び助言を受けたときには、これを尊重し、委員会の

助言に基づいて必要な対策を講じます。

#### 【解説】

この条例の検証と見直しについて定めています。

#### ● 第1項 [条例の検証と見直し]

この条例の位置付けが高森町のまちづくりにおける「最も尊重すべき条例」であることから、条例を簡単に改正することはできません。

しかし、高森町を取り巻く環境は、時代の変化とともに移り変わっていきます。

将来、社会情勢や高森町あるいは地域の状態が変化し、この条例の内容がその時々状況に合致していなければ、この条例は、存在の意味を持ちません。

したがって、この条例の条文がその時代に適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証する必要があります。そして、必要に応じて条例改正をしなければなりません。

「施行の日から2年以内、その後は5年を超えない期間ごと」としたのは、条例の施行から2年以内において、まずはこの条例が高森町のまちづくりに機能した条例であったかを確認し、その後は5年という一定の期間を超えない範囲で、見直しを行うことを規定しています。

これは、社会情勢が急変した場合や、高森町の状況や地域の環境が著しく変化した場合での見直しでは、条例の効力が失われることを懸念したためです。

#### ● 第2項 [検証と見直しのための機関]

町は条例の検証および必要な見直しについての、調査、審議および調整を行うため、町民、議会、自治組織、コミュニティ組織の代表者による「高森町まちづくり基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

#### ● 第3項 [委員会による助言]

この条例を検証し必要な見直しを行うにあたり、町民、町、議会、自治組織、コミュニティ組織それぞれの立場から意見を収集しなければなりません。委員会では、必要な情報収集を行うとともに内容を精査し、社会情勢や高森町の状況に合わせて、この条例が時代にあった町民の思いに対してふさわしいものであるか検証し、これに基づき、必要に応じて条例の見直し等について町に助言をするとしています。

#### ● 第4項 [助言の取扱い]

町は、委員会から検証結果および必要な見直しについて助言があった時には、委員会の

助言を尊重しながら、条例に対して必要な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。